HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	<判例研究>1 いわゆる仕手筋として知られるAが大量に取得したB社の株式を暴力団の関連会社に売却するなどとB社の取締役であるY_1らを脅迫した場合においてAの要求に応じて巨額の金員を交付することを提案しまたはこれに同意したY_1らの過失を否定することができないとされた事例 2 会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為と商法(平成一二年法律第九○号による改正前のもの)二九四条の二第一項にいう「株主
著者	中元,啓司
引用	北海学園大学法学研究,42(4): 879-897
発行日	2007-03-31

判 n 場合にお 式を暴力団の関連会社に売却するなどとB社の取締役であるYらを脅迫 に同意したYらの過失を否定することができないとされた事例 例研究〉 いてAの要求に応じて巨額の金員を交付することを提案しまたはこ 1 いわゆる仕手筋として知られるAが大量に取得したB社の株 した

2 何人かに供与する行為と商法(平成一二年法律第九〇号による改正前のもの) 行使することを回避する目的で当該株主から株式を譲り受けるための 会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等 の株主 の権 対 価を 利

蛇の目ミシン工業株主代表訴訟上告審判決 ――

一九四条の二第一項にいう「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」

利益を供与する行為

元 啓 司

中

平成一八年四月一〇日最高裁第二小法廷判決、平成一五年 事判例一二四九号二七頁(二〇〇六年九月一五日号)、判例夕 イムズ一二一四号八二頁(二〇〇六年九月一五日号)、民集登 第一一五四号損害賠償請求事件、 破棄差戻し、金融・商

(事実の概要)

1

された関連会社 社はB社の割賦販売部門を独立させ、平成元年一一月に設立 立させ、昭和六三年一〇月に設立された関連会社であり、H B社の経営の多角化を図るため、ミシン以外の販売部門を独 動産の売買および仲介を目的とする会社)である。G社は、 クである。F社は、B社が一○○%出資していた株式会社(不 問わず、「C銀行」という。)は、B社のいわゆるメインバン 四年九月に商号を株式会社E銀行に変更した。以下、時期を 月に株式会社D銀行と合併して株式会社D銀行となり、平成 取引所第一部に上場している。株式会社C銀行(平成三年四 類等の製造および販売を目的とする株式会社であり東京証券 B株式会社 (以下「B社」という。)は、ミシン、 (G社とH社は、ともに本店をB社本社所在 裁縫用品

> 地におき、 B社が一九%出資していた会社)である。

任した。 平成五年六月に社長となったが、 に専務となり、平成四年六月に代表取締役副社長に就任し、 昭和六一年六月にB社の代表取締副社長に就任し、平成元年 取締役を辞任して取締役会長となったが、平成三年一月三一 専務取締役に就任し、同年一一月に代表取締役副社長に就任 取締役に就任し、平成元年六月に常務となり、平成三年六月 年六月に取締役を退任した。同Ysは昭和六三年六月にB社 締役副社長に就任し、同月三一日に社長となったが、平成五 昭和六三年六月に専務となり、平成三年一月一七日に代表取 任した。同Yは、昭和四三年一一月にB社の取締役に就任し、 日に取締役を辞任した。同Y。は、C銀行常務取締役を経て、 月にB社の代表取締役社長に就任し、平成元年一一月に代表 とされている)。同Y』は、C銀行副頭取を経て、昭和六三年六 の専務取締役に就任したが、こののちにAとは袂を分かった ともとAの盟友としてB社の株式買い占めに協力して、 したが、平成三年一月一六日に取締役を辞任した(Yは、 一一月に社長となったが、平成三年一月三一日に取締役を辞 被上告人(被告・被控訴人)Yは、平成元年六月にB社 平成九年三月に取締役を退 B 社

2 AとB社との交渉の経緯

五万株を担保とするものであった。 四〇万株を担保とするものであり、 から四九〇億円、 ていた。I社は、 た。また、Aは、 頭株主になりAが三〇〇万株を保有する一三位の株主になっ 月末には、 よびA個人においてB社株を大量に買い付け、 資や、M社の資金的援助を背景に、昭和六一年以降、 K銀行、Lリース社等の代表取締役等との人脈を通じての融 を、設立し、それぞれその代表取締役に就任していた。Aは、 株式会社亅に変更した。以下、時期を問わず、「亅社」という。) その後、 社Iに変更した。 ファイナンス社に対する債務のうち五○○億円はB社株一七 イナンス社から合計九六六億円を借り入れていた。このQ は、 昭和五三年一二月にす社 昭和四五年一月主社 Ⅰ社が三二五五万六○○○株を保有するB社の筆 以下、 Pグループ系列のノンバンクであるQファ 株式取得のための資金として、 N社、O社、M社等の株式も大量に取得し 時期を問わず、「I社」という。)を、 (昭六三年三月に商号を株式会 (昭和六三年三月に商号を 四六六億円はB社株九二 昭和六二年三 Lリース等 I 社お

陣は、Aへの対処を検討しなければならない事態となった。I社及びAがB社の株主となったことにより、B社の経営

Aは、いわゆる仕手筋として知られており、暴力団との関係 のよい。 のよい。 のよい。 のよい。 のよい。 のおり、できるだけ早期にかつ安値で「社又はAが保有する であり、できるだけ早期にかつ安値で「社又はAが保有する のことが望ましい解決策であると考えられていた。 前述した のことが望ましい解決策であると考えられていた。 の影響力の存在自体が会社の社会的信用を損なうもの と銀行出身のYaよびYaが、 のとのであり、 のといる人物であったから、 のとにおいては、 といた。 の関係

○億円を融資した。

○億円を融資した。

○億円を融資した。

○億円を融資した。

○億円を融資した。

○億円を融資した。

○億円を融資した。

○億円を融資した。

3 Aによる三○○億円の恐喝

Aは、平成元年七月二九日、YaおよびYaに対し、暴力団関

いく。とにかくえらいことになったな。」とも述べた。 で、新株主はB社にも来るし、C銀行の方にも駆け上がって 売却をやめるよう懇請したが、Aは、これを断り、Aが保有 売却をやめるよう懇請したが、Aは、これを断り、Aが保有 が、新ないで、Y、Yが及びYは、同月三一日、Aに対し、B社株の とに対する九六六億円の融資を要請したが、C銀行に対してA

その後のY。らの懇請にもかかわらず、Aは、Y。らに対し、その保有するB社株をY。念書付きで暴力団の関連会社に売却その保有するB社株をY。念書付きで暴力団の関連会社に売却るは、この要求が認められないことを非難し、「大阪からヒットマンが二人来ている。」などと述べて脅迫した。C銀行は、トマンが二人来ている。」などと述べて脅迫した。C銀行は、トマンが二人来ている。」などと述べて脅迫した。C銀行は、トマンが二人来でいる。」などと述べて脅迫した。C銀行は、トマンが二人来でいる。」などと述べて脅迫した。C銀行は、トマンが二人来でいる。」などと述べて脅迫した。C銀行は、アリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介し、Vリース社がS社を経由してその融るVリース社を紹介といる。

円の融資について、Y及びYを含む専務、常務の同意を求めY。は、平成元年八月六日、Yの一任を受けた上、三〇〇億

S社から I 社に対し、三○○億円が融資された。 ところ、Y を除く者は同意した。同月八日、B社の臨時の を担保として提供すること、G社からの貸付先をS社とする ことが出席取締役全員の賛成により議決された(欠席したY も最終的には同意した)。平成元年八月一○日に、G社からS 社に対し、三○○億円の貸付けがされ、同日および翌一一日、 ところ、Y を除く者は同意した。同月八日、B社の臨時の ところ、Y を除く者は同意した。同月八日、B社の臨時の

債務の肩代わりおよび担保提供

4

日、Qファイナンス社とG社およびF社の二社との間で各三九月、C銀行からY³に対し、Y³が念書で約束した一七四〇万件のファイナンスの実行として、B社の系列会社がQファイナンス社に返すことにより処理する提案があった。Y³は、Y、Yiに相談したところ、Y¹から、Y²が約束したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価したことであり、一七四〇万株を一株三四〇〇万円台で評価といる。

となった。 務のうち六○○億円の債務につき、G社が肩代わりすること 化が図られ、I社のQファイナンス社に対する九六六円の債 保として)。その後、平成二年三月二三日、G社への債務一本 株はG社の債務の担保として、七四○万株はF社の債務の担 四〇万株がQファイナンス社に差し入れられた(一〇〇〇万 ナンス社に返済するという形をとって債務の肩代わりがさ 両社からJ社に貸し付けられ、Ⅰ社が六○○億円をQファイ る旨の金銭消費貸借契約が締結され、同時にこれら貸付金が ○○億円(合計六○○億円)をQファイナンス社が貸し付け Qファイナンス社が担保として徴求していたB社株一七

円でB社側が買い取るよう要求したが、C銀行はこの価格で とになろうなどと述べ、B社がK銀行の管理下に入ることを K銀行にB社株を一株五八○○円で売却することを検討して え直しても良い、 におわせた。Aは、KグループのことはB社側が困るなら考 いるが、その場合にはKグループから役員が送り込まれるこ の買い取りはできないと判断した。同月二〇日、Aは、Yºに、 年後で良いと譲歩の提案をしてきた。 Aは、平成二年四月、B社株三○○○万株を一株四二○○ 株の買い取りは今の資金繰りがつくならば

> Y。に伝えた。 億円を融資する。この融資金から1社のQファイナンス社関 ③S社とⅠ社は、B社株三七五○万株の売買予約契約を締結 円については、 などして処理する。⑤これまでにA側に交付された三○○億 円の債務、Lリース社に対する四四○億円の債務を返済する 連の九六六億円の債務、Rファイナンス社に対する二五〇億 する。④A側に対し、買取りまで売買代金相当額の一八七五 での金利負担はC銀行、 ○万株はB社、C銀行の取引先に引き取ってもらう。 のうち一〇〇〇万株はS社が引き受けるが、その余の二七五 取引先金融機関の了解を得ることができる。②三七五〇万株 ○○円で買い取る。そのころにはSクラブが開場しており、 A保有のB社株三七五○万株は、S社が、一年後に一株五○ Yは、Aの提案を受け、平成二年五月中旬、本件方策 B社株の代金以外で回収を図る。)を立案し、 B社側にバックアップしてもらう。 それ <u>(1)</u>

ざるを得ないということであれば、 ろ、全員が賛成した。C銀行は、本件方策について、一株五 るとの考えを示した。その後、 ○○○円という価格には賛成しかねるが、B社の判断でやら Yがは、B社の主要な役員に対し、本件方策を相談したとこ 関係者間では、この④の融資 資金面については対応す 北研 42 (4·93) 883

よって行うこととされた。は、H社等のB社の関連会社が債務の肩代わりをすることに

担保として三六六億円を借り受け、同日、J社に対し、同額ナンス社から、B社株五〇〇万株(I社が保有するもの)を

に対する三六六億円の債務を返済した。これによってI社のを貸し付けた。I社は、この融資金によりQファイナンス社

円の債務につき、H社が肩代わりすることとなった。

F社は、平成二年六月一四日、その保有するC銀行株四○

同額を貸し付けた。更に、H社は、同日、J社に対し、同額イナンス社から、二五○億円を借り受け、同日、H社に対し、するほか、F社所有の不動産に根抵当権を設定して、Rファ万株及びⅠ社が保有するB社株五○○万株を担保として提供

よびH社が肩代わりすることとなった。のRファイナンス社に対する二五○億円の債務につきF社お

社に対する二五○億円の債務を返済した。これによってⅠ社

を貸し付けた。I社は、この融資金により、Rファイナンス

が保有するもの)を担保として提供して、Lリース社の関連G社は、平成二年六月一四日、B社株三○○万株(A個人

5 その後の経過

平成九年一二月一八日、B社の株主Xが提起した本件株主代 権利行使に関する利益供与行為 を否定した。そこで、Xらが、 ない取締役の選択として、Aの破産管財人以外の取締役全員 表訴訟に共同訴訟参加した。 頁)が確定したが、一方の原告である2らが訴えを取り下げ、 裁決定平成六年七月三一日資料版商事法務一三七号二一二 平成六年二月二〇日判例タイムズ八九五号二五二頁、 五年七月二二日判例時報一五〇四号一二一頁、東京高裁決定 五号の責任追及)、担保提供を命じる決定(東京地裁決定平成 反・善管注意義務違反を理由とする当時の商法二六六条一項 にもあたるとして、控訴した。 (一一名) の(いわゆる善管注意義務・忠実義務違反の) 一三年三月二九日判例時報一七五〇号四〇頁)は、やむを得 第一審判決 それに加えて、 (当時の商法二九四条の二) (東京地裁判決平成 本件は株主の 東京高 責任

り、取締役は本件の解決方法すなわち三○○億円を提供する存立基盤を脅かしつつ執拗に繰り返された悪意のものであ頁)は、①B社が企業として存立していくためのやむを得な更、は、①B社が企業として存立していくためのやむを得なる。 (2) 控訴審判決(東京高裁判決平成一五年三月二七日判例

これに対して、Xらは上告した。 が らの行為が利益供与に該当しないことは明らかであり、 般的経営者として、まことにやむを得ないことであって、Yi は、 反 利益供与行為を行ったことについて、外形的には忠実義務違 度を持って臨むべきであることなどを理由として、Yiらには、 利益供与することは、本来会社としてはできないことであり、 理由として、取締役の義務に違反したものと評価することは こと以外に適切な方法を選択することはできなかったことを ないところであること、⑦会社の経営者としては毅然たる態 これを認めた他の取締役についても、本来的には責任を免れ あったこと、⑥いかに脅迫されているとはいえ、 し立てに応じた点において、 十分認識していたものであること、⑤三○○億円の提供の申 経営者としては本来してはならない性質の行為であることは 益供与であったことは間違いない事実であること、④Yらは、 く支払う必要のない金員であり、融資がAに対する巨額の利 できないとした。そして、③三○○億円は、 あったとは認められないとして、 善管注意義務違反だったことを認定したが、 本件認定事実を前提にすると、 Aとの対応および判断に誤りが 利益供与行為は当時の一 Yらの責任を否定した。 B社としては全 結論として 融資の形で

(3)上告審判決(最高裁第二小法廷判決平成一八年四月一(3)上告審判決(最高裁第二小法廷判決平成一八年四月一に差し戻した。 そして、被上告人らの負担すべき損害審の判決を破棄した。 そして、被上告人らの負担すべき損害な、利益供与額等について更に審理を尽くさせるため、原審の判決を破棄した。 を方案一項五号の責任を否定し、また、②B社のした利益供与に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとして、原 に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとして商法二六 大条一項五号の責任を否定し、また、②B社のした利益供与 で差し戻した。

判決要旨

の責任についてアー忠実義務、善管注意義務違反(商法二六六条一項五号)(1)Aによる恐喝被害にかかわる金員の交付について

とを提案し又はこれに同意した被上告人らの行為について、に従って約三○○億円という巨額の金員をⅠ社に交付するこ状況にあったということはできないから、Aの理不尽な要求届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような「本件において、被上告人らは、Aの言動に対して、警察に

というべきである。」やむを得なかったものとして過失を否定することはできない

イ 株主の権利行使に関する利益供与禁止規定違反(商法

二六六条一項二号)の責任について

行為というべきである。」
上記規定にいう『株主ノ権利ノ行使ニ関シ』利益を供与するら株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主かの株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主が

「B社はAが保有していた大量のB社株を暴力団の関連会である。」 「B社はAが保有していた大量のB社株を暴力団の関連会 で、う回融資の形式をとってAに供与したというのである という。B社のした上記利益の供与は、商法二九〇条の二第一 がら、B社のした上記利益の供与は、商法二九〇条の二第一 がら、B社のした上記利益の供与は、場力団関係者がB社株の 質にいう『株主ノ権利ノ行使ニ関シ』されたものであるとい うべきである。」

 $\widehat{2}$ 債務の肩代わりおよび担保提供(本件方策) 忠実義務、善管注意義務違反(商法二六六条一項五号) について

責任につい

ある。 るべきではなく、少なくとも本件方策のような対応をするこ S社、I社、J社が破たんすれば、これらの融資の返済はき するものであり、B社にとって利益になることではなかった けるために前記三○○億円の喝取の件を含むAの言動につい とを避けるべき義務があったというべきあり、 は、巨額の損失を被る可能性の高い方策であったというので き受けざるを得ないものであり、本件方策は、 が支払い不能になれば、B社が最終的に関連会社の債務を引 わめて困難な状況になることが明らかであった上、関連会社 ことが明らかである。 わりは、B社株を高値で売り抜けたいというAの思惑に合致 による買い取り額と見合う額でされた融資による債務の肩代 来株式の買い取りがされることを前提としてそのような高値 も加わるなどして異常な高値となっていたものであって、将 かった上、B社株を一株五○○○円とする評価は、 B社としては、本来、債務の肩代わりに協力する必要はな したがって、 被上告人らは、 しかも、更に前記事実関係によれば、 Aの理不尽な要求に応じ B社にとって Aの要求を退 株価操作

> 被上告人らの行為について、 て警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できな て過失を否定することは、できないというべきである。 し又はこれに同意して債務の肩代わり及び担保提供を行った い状況にあったということもできないから、本件方策を提案 無理からぬところがあったとし

代わりについても、本件方策に基づく債務の肩代わり及び 上記債務の肩代わりは本件方策の提案より前にされたもので 保提供と一体のものとして判断し、過失を否定しているが、 の有無が判断されなければならない。」 あるから、本件方策に基づく債務の肩代わりとは別途に過失 「原審は、Qファイナンス社に対する六○○億円の債務の肩 担

法二六六条一項二号)の責任について 株主の権利行使に関する利益供与の禁止規定違反 (商

質は、 連会社が支払い不能になれば、 るから、 務を引き受けざるを得ないという前提があったというのであ であるF社も所有物件に担保を設定するなどしている上、 主体として関与するものの、 「本件方策においては形式的にはB社の関連会社が融資 B社が関連会社等を通じてした巨額の利益供与である 本件方策に基づく債務の肩代わり及び担保提供の実 B社自体やその一○○%子会社 B社が最終的に関連会社の債 6

北研 42 (4・97) 887

る。」
る。。
ことを否定することができない。そして、本件方策は、Aがことを否定することができない。そして、本件方策に基づく債務をがに対じ、併せてAの株主としての影響力の行使をも封ずるために採用されたものであるから、本件方策に基づく債務の肩代わり及び担保提供が商法二九四条の二第一項にいうの肩代わり及び担保提供が商法二九四条の二第一項にいうで、将来Aから株式を取得する者の株主としての権利行使をも対ずる。。

一項五号の責任について述べたのと同様である。」 りとは別途に判断されなければならないことは商法二六六条任を否定しているが、これが本件工作に基づく債務の肩代わ提供と一体のものとして判断し、商法二六六条一項二号の責代わりについて、本件方策に基づく債務の肩代わり及び担保「原審は、Qファイナンス社に対する六○○億円の債務の肩

決に対して、恐喝を受けた取締役にも法令に従い適切に対応

その後、本件上告審判決は、Yらの責任を否定した原審判

すべき義務があることを認定したのである。

(評釈)判決の結論に賛成。

して株式市場に登場し、多くの上場企業(アマノ、飛島建設、た著名な事件である。Aは、昭和五○年代以降、仕手集団として、当初、新聞・雑誌やテレビ報道で一斉に取り上げられ一 本件は、いわゆる蛇の目ミシン工業株主代表訴訟事件と

Yらに対して株主代表訴訟を提起した事件である。 を社に発生したとして、B会社の株主XらがB会社の取締役がの買い取り等を行って不当な利益を得る者(グリーンがに応じて担保提供や債務保証をした結果、多額の損失がB、以一ラー)として名を馳せていた。当時の取締役は、時折、メーラー)として名を馳せていた。当時の取締役は、時折、メーラー)として名を馳せていた。当時の取締役は、時折、メニラー)として名を馳せていた。当時の取締役は、時折、メニラー)として名を馳せていた。当時の取締役は、時折、メニラー)として名を馳せていた。当時の取締役は、時折、メニラー)として名を馳せていた。当時の取締役は、時折、メニラー)として、B会社の株主XらがB会社の取締役は、国際航業、藤田観光など)の株式を買い占めて

二 取締役の善管注意義務・忠実義務違反につい決と対比させて、上告審判決を検討する。

7

社法四二三条一項)の有無を検討する。 五条)違反の責任(当時の商法二六六条一項五号、現在の会条)・忠実義務(当時の商法二五四条の三、現在の会社法三三○注意義務(当時の商法二五四条三項、現在の会社法三三○の肩代わりと担保提供(本件方策)について、取締役の善管の肩代わりと担保提供(本件方策)について、取締役の善管

命まで失い 迫されて当該要求に従わなければ自らの命だけでなく会社の うかを論じても意味がない。 切な解決方法を選択できなかったことを理由として、 に従ったからといって非難することはできないであろう。 なされた行為について業務執行上の判断に誤りがあったかど はできないとした。この判決に対して、「一般に、 の経営判断についてその義務に違反したものと評価すること のであり、Υら取締役は三○○億円を提供すること以外に適 企業の存立基盤を脅かしつつ執ように繰り返された悪意のも を得ない選択としてAの要求に応じたことや、 一審判決は、 かねない状況では、 B社が企業として存立していくためのやむ 本件事案のように、 従うしかないのであり、 Aの要求は、 脅迫により 取締役が脅 取締役 それ た

判断は、 基準になされるべきであり、 討等が行われたか否か、および、その状況と取締役に要求さ を選択する余地がなかったのかが疑問視されている。 取締役らはこれらの措置を検討しておらず、他の適切な手段 等の対応策が検討されているようにはうかがえない。 決に賛成する立場がある。確かに、(注2) れる能力水準に照らして不合理な判断がなされなかったかを る場合が多々あるから、善管注意義務が尽くされたか否か の業務執行は、 を考えるべきである。本件の場合には、 ついて免責を認めないということはあり得ないので、 ことはできない」として、Yらにとって、会社の存立を守る 役に対し、自分の命や会社の存亡をかけることまで要求する というような大変勇ましい意見もありうるであろうが、 合的に判断して免責を認めるのが本件の場合に妥当であるか い脅迫、他の選択をする余地がない状況など諸般の状況を総 経営判断をすることのできない程度の脅迫、 ためのやむを得ない選択であったということはでき、この判 かに、脅迫の大きいほど屈してもやむを得ないというのか[、] 当時の状況に照らして合理的な情報収集・ 不確実な状況の下での迅速な決断が求めら 事後的• 一切、 結果論的に評価しては 警察への相談・通報 脅迫による行為に 屈服するしか 調査 適切な B 社 取締

備書面や提出された証拠・証言などの口頭弁論を通して認定 ならないというのが基本である。 ある。もう少し慎重に適切な対応策を検討する余地があった(キュラ) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがあったとする見解も 査をしっかりとしたのかどうかはかなり疑わしく、Yらには きると考える。 の論理自体についての問題点を評釈として指摘することがで 是非をいうにはなじみにくいものであるが、判決自体が認定 のではなかろうか。 団に売却したのかどうかについて、取締役らが情報収集や調 した事実からうかがえる限度での問題点の指摘、 されている事柄は、 認定事実から判断するに、AがB社株を暴力 基本的には判例評釈においてその判断の ただ、 事実認定における準 および判決

ないことであるから(例えば、Yが心労を重ね、冷静な判断会性の信用失墜や混乱を招くと考えたことは無理もないとした、結論としては、Aの脅迫行為を前提にすると、Yらの利き社の信用失墜や混乱を招くと考えたことは無理もないとしまた、原審判決は、「外形的」には取締役の忠実義務違反、また、原審判決は、「外形的」には取締役の忠実義務違反、

は認められないと判示した。ができない状況で念書を書いても)、直ちに、過失があったと

原審判決に対しては、上場企業の取締役は一般通常人より 原審判決に対しては、上場企業の取締役は一般通常人より 原審判決に対しては、上場企業の取締役は一般通常人より 原審判決に対しては、上場企業の取締役は一般通常人より 原審判決に対しては、上場企業の取締役は一般通常人より 原審判決に対しては、上場企業の取締役は一般通常人より

2 これに対して、上告審判決は、このような状況の下に2 これに対して、上告審判決は、このような状況の下に2 これに対して、上告審判決は、このような状況の下に2 にに対して、上告審判決は、このような状況の下に2 にれて対して、上告審判決は、このような状況の下に2 にれて対して、上告審判決は、このような状況の下に2 に対してのである。

Yı らは、 り、会社の意に沿わない人間が株主として登場し経営に関与 保護を求めることは可能ではなかったか。自分の能力でどう 判断の材料にすべきであろう。 役個人への脅迫行為の態様や取締役の主観的な心理状態をも 為について免責を一切認めないというわけにはいかないであ 個人への脅迫行為が行われることもあるので、 だけでなく取締役個人のスキャンダル等をネタにして取締役 務に違反することになる。 れているはずである。 上場企業の取締役は株式の買い占めに遭遇する危険を常に考 上場するということの意味であることを忘れてはならない。 を阻止することはできないとされる制度なのである。 て好ましくない投資家であろうと、その者が株主となること あり、それを避けることはできない。 して種々様々な要求をしてくることは当然予想されることで に選べるが、 資金を有する投資家・投機家は上場されている会社を自由 対抗策を検討し、 取締役の職務懈怠の故意・過失の判断に際して、 の脅迫に対して、早い段階で警察に通報するなり、 会社の方は株主を選べない。上場企業である限 これを実施することが本来視野に置か これを怠れば、 いわゆる総会屋は、会社の不祥事 しかしながら、 善管注意義務・忠実義 たとえ上場会社にとっ 脅迫による行 本件の取締役 それが 取締

任を肯定した結論は妥当であると考える。 には、 ○億円を喝取された取締役らにとって、さらに、本件方策に 異なり、 本件上告審判決は、これを前提に、 護士にアドバイスを求めるとか、 脅迫の程度がこれほどエスカレートする前の早い段階で、 が脅迫をエスカレートさせてからのことのようであるから、 来ている」などとの生命の危険を感じさせる程度の脅迫はA 害をもたらす結果を生じさせたのである。「ヒットマンが二人 と応じるアリ地獄に陥ってしまったために、 を検討することもなく、 顧問弁護士に相談してアドバイスを求めるなど慎重な対応策 るということも採るべき一つの方策として考えるべきではな にもならないと考えるならば、 を講じることが可能であった事案であるとの判断ができる。 の譲渡は阻止できないと考えて、 スもあるのだから。B社のYらは、警察への被害届を出さず、 かったか。現に、この事件に関連する上場企業の取締役の中 た取締役Yuは、交渉の席につくことなく、 Aの恐喝に屈しないで、 Yら取締役の職務懈怠について過失があるとして責 警察に届けても暴力団へのB社株式 企業の利益を守り抜いたケー 例えば、 警察へ届け出るなどの措置 その不当な要求にずるずる 原審判決・第一審判決と 本件念書を書かされ 取締役の職を辞す したがって、 B社に巨額の損 弁

題である。 ながら行った取締役の諸々の行為が免責されるかどうかの問 ことにした判断・選択は、 よる打開策として債務を肩代わりするとか、 識していたようであり、許されない行為であることを認識 と考える。例えばY。は本件念書が悪用される懸念を十分に認 か否かというような経営判断原則の適用される場面ではない それが会社にとって許される行為 担保提供をする

利ノ行使ニ関シ」財産上の利益を供与したことに該当しな 四条の二第一項 陣の認識としては、暴力団の関連会社に譲渡された株式を、 う回融資の形で三○○億円を融資したものである。 とAから脅迫されたことに基づき、Aの支配するI社に対し、 決は、「Aに対する三○○億円の供与は、暴力団の関連会社に は三○○億円を喝取されたもの」であって、当時の商法二九 Aの下に取り戻すために利益供与をしたものであり、実際に 売却したB社株を取り戻すためには三○○億円が必要である として、Yらは当時の商法二六六条一項二号(現在の会社法 二〇条四項) 1 株主の権利行使に関する利益供与の禁止規定違反の責任 Aによる恐喝被害に係る金員の交付について、原審判 の責任を負わないと判示した。これは、会社 (現在の会社法一二〇条一項)の「株主ノ権 B社経営

> 5 の関連性を認定したのである。 を回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対 主ノ権利ノ行使」とはいえないが、「会社から見て好ましくな 審判決は、株主地位の移転である株式の譲渡それ自体は は脅されて利益を供与するというのが通常の場合である 目的で支出が決定されたことに着目して、株主の権利行使と 却先とされる暴力団関連会社による株主権の行使を回避する 価を何人かに供与する行為は、上記規定にいう『株主ノ権利 示して、Aに対する金員の交付について、これがB社株の売 いと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使すること ノ行使ニ関シ』利益を供与する行為というべきである。」と判 現実無視と批判されることになる。これに対して、

規定の文言上、供与の相手方は誰でもよく、 の利益供与を根絶するために、 する利益供与にも適用されるのである。 与行為が「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」て行われたのであれば、 れたものである。本件上告審判決が示すように、当該利益供 商法二九四条の二(現在の会社法一二〇条)は、 昭和五六年改正により設けら 総会屋以外に対 総会屋

響を及ぼす趣旨での会社財産の費消の防止」による会社運営 同条の立法趣旨については、一つは、「株主の権利行使に影

場がある。 費消、 の健全性確保であるとの立場があり、 返還させるべく適切な措置を定め してなされる利益供与行為を無効とし、その財産額を確実に 管注意義務(商法二五四条三項、 いずれの立場でも、 の権利行使を阻止するために、利益供与をしたのであるから、 すべからざる株主が登場し困惑していたところ、 方に沿うものといえる。本件の場合には、(注3) ぼす趣旨」という会社の主観的目的の存在を要件とする考え かかる利益供与行為は取締役の責任原因となるとし の会社法一二〇条二項・三項および同八四七条一項)、 ○条一項)はこのような行為を明文で禁止の対象にし、 である。当時の商法二九四条の二第一項 条の三、現在の会社法三五五条)に違反することになるもの 法六四四条)に違反しており、また、忠実義務(商法二五四 る本件上告審判決の考え方は、前者の立場である「影響を及 の浪費の防止」による会社運営の健全性の確保であるとの立 に違反することに異論はないであろう。 すなわち三○○億円のAへの交付は、 利益供与を行う会社の主観的意図・目的を重視す 商法二九四条の二(現在の会社法一二〇 現在の会社法三三〇条、 (商法二九四条の二、 もう一つは「会社財産 (現在の会社法一二 会社にとって歓迎 B会社の財産の 本来取締役の善 株主として (商法二 併せて 現在 違反 民

> 現在の会社法九七〇条)。 罰の対象ともなることを明確にしたのである(商法四九七条、九四条の二第四項、現在の会社法一二〇条四項)、さらに刑事

不行使) 益であればすべて含まれるものと解されている。また、 使」の権利の意味は、大株主としての会社への影響力を利用 条の二に違反するとしたのである。 担保提供するなどして、C銀行の関連会社およびB社の関連 不能になれば、 と解されており、株主の権利行使と牽連関係を有する利益供 な債務の保証や担保の提供や債務の肩代わりなどの経済的利 の利益の供与とは、 した命令や脅迫も含まれると解されているし、また、 に対し利益供与が行われたことを認定し、 会社をいわばトンネル会社として介在させることにより、 B社の計算において、B社が債務保証し、本社ビルの敷地を るを得ないとして、これらの一連の行為を実質的に考察して、 2 本件上告審判決は、本件方策は、 「権利ノ行使ニ関シ」 債務の肩代わり及び担保の提供 に密接に関連する行為に関する供与も含まれ B社が最終的に関連会社の債務を引き受けざ 金銭・物品に限らず、本件におけるよう の意味は、 同条の「株主ノ権利 B社の関連会社が支払 株主の権利行使 (本件方策) につい 当時の商法二九 (または るも 財 同条 産上 25

あり、妥当である。 のである。本件上告審判決は、Aの債務の肩代わりと担保の(ਖ਼ほ) 題を株主総会で問題にすると言った場合に同条の問題となる 算委員会で取り上げるとかの一般的な威圧に対する口封じと ことをもって、株主の権利行使との牽連関係を認めたもので とを封じる目的でかかる支出である財産の費消が決定された あるK銀行による株主権の行使とA自身による株主権の行使 提供(本件方策)に関して、Aが示唆したB社株の売却先で して行われる利益供与は同条の対象ではない。このような問 に掲載するとか、会社の法令違反まがいの取引を衆議院の予 与が禁止の対象となる。 例えば、 役員のスキャンダルを雑誌

三 ここまでに述べてきた一連の利益供与全体に商法二九四 て有罪判決を受けた場合には取締役等の欠格事由 が科され(商法四九七条、現在の会社法九七〇条)、同条によっ るために、違法な利益供与をした役員等に対しては刑事責任 四項)に基づく責任を負うことになる。 条)、連帯して商法二六六条一項二号(現在の会社法一二〇条 して(商法二六六条二項・三項、現在の会社法施行規則二一 外の取締役Y゚らは、取締役会の承認決議に賛成した取締役と 条の二(現在の会社法一二〇条)が適用されるならば、 この実効性を確保す (商法二五 Y, 以

> 四条の二、 められているのである。 現在の会社法三三一条一 項三号)になることが定

件当時のB社の取締役等は、従来の蛇の目精神を忘れ、グリ ンメイラーの介入に対する予防手段を十分に講じることを 与え、また社会の信用も失う結果に至っているのである。 己の地位の安寧のみを図ろうとして、最終的にB社に損害を 開示しないとの判断をすることで、Aの言いなりになり、 どっている。適時の情報開示が求められている現在におい ダウンを避けるためとか会社の信用失墜や混乱を避けるため たん企業の場合と同様に、ミシンを販売する企業のイメー ンプライアンス)の意識の欠如が認められる。これまでの破 企業の社会的責任やコーポレートガバナンス、法令遵守(コ 本件取締役Yらには、経営者として保持しなければならない るものがB社の取締役としての気概であったようであるが、 毅然とした態度で対応したとされる、 屋ないし株の買占め屋として名をはせていた人物らに対して 城山三郎氏の著書「乗取り」の中に登場する会社の乗っ取 の時代、他の役員と一致団結して、 にと称して、会社の情報を隠蔽するお決まりのコースをた B社のこれまでの歴史において、 白木屋事件を素材にした かつてのS社長が副 いわゆる蛇の目精神な 社長 ŋ

を再認識させられる。 怠っていたことは否めない。 会社の適時の情報開示の重要性

その後平成二年改正で導入された大量保有報告書制度 七〇号二〇三頁(判例評論五一七号三九頁) されている。 明朗な取引に対する抑止効果は相当に大きかったことが指摘 透明性を相当にもたらす結果となり、仕手筋は大株主との不 利益提供制度が実効性を持つようになった。Aは、この改正 三条で規定され、その後六カ月間の売買の監視が可能となり、 てしまったことが一つの要因であったと考えられる。昭和六 引法の制定当初に存在した旧一八八条(役員または主要株主 三以下)とあいまって、株式移動や資金源などの重要情報に 取引法二七条の二三以下。現在の金融商品取引法二七条の二 裏に行われていた仕手株の売買が明らかとなったのである。 により売買報告義務の適用を受けることになったため、 三年改正により短期売買報告書の提出義務が証券取引法一六 内部者の短期売買による利益提供の制度(旧一八九条、当時 六四条。現在の金融商品取引法一六四条)は骨抜きにされ 当時のAの仕手グループの活動が活発だったのは、 |株式保有に関する報告義務規定)が昭和二八年に削除され、 河内隆史・本件第一審判例評釈、 (判例時報社、二 判例時報一七 証券取 (証券

- 3 2 斐閣、 名で宿泊している。警察に届けても暴力団へのB社株式の譲 にも危険が及びかねないと判断して、その夜からホテルに偽 動により、Yは恐怖心を深くし、Y。などは自宅に帰ると家族 Aの「大阪からヒットマンが二人来ている」等の脅迫的な言 商事法務一七五二号五〇頁(商事法務研究会、二〇〇五年)。 きであるとする見解がある。吉井敦子・本件控訴審判例評釈、 の経営判断であることから、取締役の帰責性は否定されるべ 自己の生命の危険に対する恐怖が極限に達した特異な状況で することについても、もともと自招危機的要素はあるものの 永井和之・本件控訴審判例評釈、 〈商事法務研究会、二〇〇四年)。控訴審の認定事実によると、 出口正義・本件第一審判例評釈、ジュリスト一二六二号(有 二〇〇四年)一六三頁。本件控訴審判決が過失を否定 商事法務一六九〇号八頁
- のである。この点が問題なのである。 談して適切なアドバイスを受けることなどはなされていない しまった。その間に、警察への被害届なり、 渡は阻止できないと考えて、その不当な要求に次々と応じて 顧問弁護士に相
- 4 江頭憲治郎 『株式会社法』四二三頁(有斐閣、二〇〇六年)。
- 5 〇一頁(法律時報社、二〇〇二年)。 青竹正一·本件第一審判例評釈、 判例リマークス二五号
- 6 7 号六六頁 三五頁(判例タイムズ社、二〇〇四年)。 藤原俊雄・本件上告審判例評釈、 中村一彦・本件控訴審判例評釈、 (経済法令研究会、二〇〇六年)。藤原教授は、 金融・商事判例一二四九 判例タイムズー一三八号

ことになる。」としている。同六七頁。義務に違反はしているが過失なし、とは評価しがたいというイナンス社に対する債務肩代わりを含め、Y取締役らは注意認識することが重要である。」とし、「本件方策以前のQファ務肩代わりや担保提供は経営の判断の問題の範囲内にあると

- 8) この問題は、いわば法定されてない脅迫による免責事由を) この問題は、いわば法定されてない脅迫による免責事由をして、南保勝美・本件第一審判例評釈、法律論叢七四巻六号三て、南保勝美・本件第一審判例評釈、法律論叢七四巻六号三て、南保勝美・本件第一審判例評釈、法律論叢七四巻六号三て、南保勝美・本件第一審判例評釈、法律論叢七四巻六号三の四頁(明治大学商法研究会、二〇〇二年)、末永敏和・本件〇四頁(明治大学商法研究会、二〇〇二年)、末永敏和・本件〇四頁(明治大学商法研究会、二〇〇二年)、末永敏和・本件の四頁(明治大学商法研究会、二〇〇二年)、青竹・前掲一〇一頁など。
- でです。 の大手)。 のとして、鳥山恭一・本件上告審判例評釈、 は学セミナー六一九号一一九頁(二○○六年)。 事件当時から 上告審判決まで約一七年が経過しており、その間の法意識の とごとを確認する重要な意義を のといて、鳥山恭一・本件上告審判例評釈、 のと評価するものとして、鳥山恭一・本件上告審判例評釈、 の大手)。
- (10) 永井·前掲九頁。
- (11) 稲葉威雄「商法二九四条ノ二・四九七条に当たる場合」北

斐閣、 則の適用については主観的意図を要件とした方がよいが、 く会社運営の公正を意図した規定であると解する。 阻止工作と利益供与」鴻常夫・落合誠一・江頭憲治郎・岩原 事責任との関係では株主の権利行使と利益の供与との間に客 いいきれないものがあるとして、本条の立法趣旨を、 れた取引が利益供与とされるときなどには必ずしも浪費とは 価値のある確実な情報を供与したときや、相当の対価でなさ にとって利益を供与することは資産の浪費であるが、財産的 る利益供与の禁止をめぐる諸問題」味村最高裁判事退官記念 沢正啓・浜田道代編ジュリスト増刊『商法の争点Ⅱ』一七四 六一頁 (有斐閣、一九九八年)。 紳作編別冊ジュリスト一四九号『会社判例百選〔第六版〕一 観的な関連性があればよいとの立場もある。龍田節「議決権 集代表『新版注釈会社法(9株式会社の計算(2)』二三八頁(有 江頭・前掲三二○頁。同旨、上柳克郎Ⅱ鴻常夫Ⅱ竹内昭夫編 『商法と商業登記』六〇七頁(商事法務研究会、一九九八年)、 (有斐閣、 一九八八年)[関俊彦]。関教授は、多くの場合、 一九九三年)、津田賛平「株主の権利行使に関す また、罰 より広

- (13) 出口正義「議決権行使阻止工作と利益供与」江頭憲治郎・

九九八年〕)においても既に示されていたところである。平成七年一二月二七日、金融・商事判例九九二号四三頁〔一は、本件Aが深く関与していた国際航業事件(東京地裁判決決の利益供与を行う会社の主観的意図・目的を重視する立場社法判例百選』三一頁(有斐閣、二〇〇六年)。本件上告審判岩原紳作・神作裕之・藤田友敬編別冊ジュリスト一八〇号『会

- (1) 関・前掲二五五頁。吉川栄一・本件第一審判例評釈、上智(1) 関・前掲二五五頁。吉川栄一・本件第一審判例評釈、上智
- (15) 関·前掲二四三頁。
- 16) 「関連会社を通じたとしても、Aの影響力を封じるための担い、「関連会社を通じたとしても、Aの影響力を封じるための担係供与であるとして利益供与を認めた点は、同条の趣旨から保供与であるとして利益供与を認めた点は、同条の趣旨から保供与であるとして利益供与を認めた点は、同条の趣旨から機管理に対する試金石といえよう。」と述べている。機管理に対する試金石といえよう。」と述べている。機管理に対する試金石といえよう。」と述べている。機管理に対する試金石といえよう。」と述べている。機管理に対する試金石といえよう。」と述べている。保供与であるとして利益供与を認めた点は、同条の趣旨から、「関連会社を通じたとしても、Aの影響力を封じるための担機管理に対する試金石といえよう。」と述べている。
- (17) 岸田雅雄〔利益供与禁止〕判例タイムズー○四八号一三五旬一三五頁。

- 以下(蛇の目ミシン、一九七一年)参照。(18) 中村・前掲三七頁。『蛇の目ミシン創業五十年史』四三五頁
- よる成果である。 本稿は、平成十七年度北海学園学術研究助成(個人研究)に

*